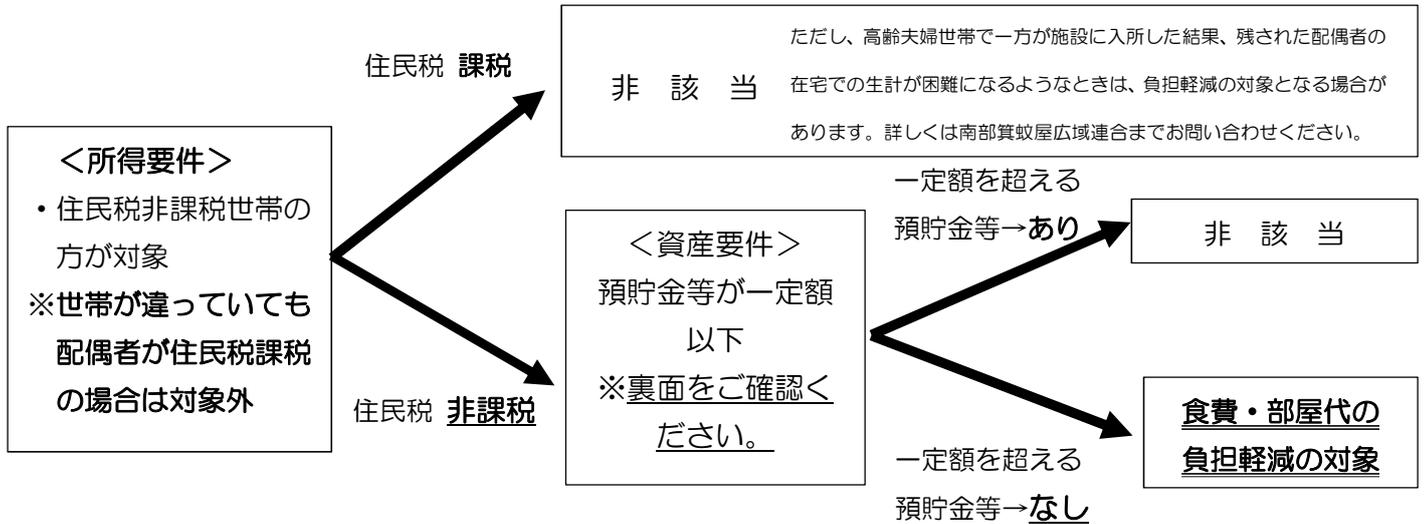


食費・居住費（滞在費）の負担軽減制度について (介護保険負担限度額認定)

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所、もしくはショートステイを利用する場合に、食費・部屋代は原則ご本人が負担されることになっていますが、要件を満たす方は食費・部屋代が負担軽減される制度があります。



(1) 食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ



申請に必要な書類など

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書
- ・印鑑（本人が署名する場合は不要）認印可、スタンプ式印鑑は不可
- ・本人及び配偶者のすべての預貯金通帳等の写し（口座名義人等の記載ページ、口座残高の記載ページ直近2か月分）

※紛失されている場合は、あらかじめ再発行の手続きをしてください。

【預貯金等の範囲】

- 預貯金（普通・定期）
- 有価証券
- 投資信託
- 金・銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
- タンス預金（現金）
- 負債（借入金・住宅ローンなど）

- ・配偶者の住民票が南部箕蚊屋広域連合管内（南部町・伯耆町・日吉津村）にない場合は、配偶者の「非課税証明書」（非課税であることを確認するため）



注意！！ 認定証交付後に資産に関する要件を超過していることが判明し、さかのぼって不支給決定をする事例が発生しています。預貯金通帳等の写しの提出もれがないようご確認ください。

【問い合わせ先】

南部箕蚊屋広域連合	〒683-0351 南部町法勝寺 377-1	電話：0859-39-6222
南部町健康福祉課	〒683-0323 南部町倭 482	電話：0859-66-5524
伯耆町健康対策課	〒689-4133 伯耆町吉長 37-3	電話：0859-68-5535
日吉津村福祉保健課	〒689-3553 日吉津村大字日吉津 872-15	電話：0859-27-5952

負担軽減の対象となる場合

負担段階	対象となる人 (次のいずれかに該当する場合)	預貯金等の資産要件(表記以下)	
		単身	夫婦
第1段階	○生活保護受給者	要件なし	要件なし
	○本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	1,000万円	2,000万円
第2段階	○本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円以下の方 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。	650万円	1,650万円
第3段階①	○本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円超120万円以下の方	550万円	1,550万円
第3段階②	○本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円超の方	500万円	1,500万円
◇世帯が違っていても、配偶者が住民税課税の場合は対象外		※ただし、第2号被保険者(40歳以上65歳未満)は、いずれの場合も「単身1,000万円以下」「夫婦2,000万円以下」	

居住費・食費の負担限度額(日額)

令和6年8月から、近年の光熱水費の高騰や在宅で生活している方との負担の均衡を図るなどのため、居住費の負担限度額が1日あたり60円引き上げられます。

負担段階	居 住 費				食 費		
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	施 設	短期入所
			特養	特養以外			
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	1,300円

☆対象となる場合は負担限度額認定証(白色)を送付しますので、サービス利用の際には事業所にご提示ください。